

地方創生支援事業費補助金（地域デジタル化支援促進事業）
交付要綱

（通則）

第 1 条 地方創生支援事業費補助金（地域デジタル化支援促進事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等（以下「間接補助事業者」という。ただし、金融機関以外の者にあつては、本事業を適切に遂行し得る事業者として地方公共団体の推薦を得た者とする。）がデジタル化ニーズを調査・分析して行うデジタル化支援事業に対して交付する補助金（以下「間接補助金」という。）を通じて、地域企業のデジタル化による業務効率化等の生産性向上を進め、地方創生の実現につなげることを目的とする。

（交付の対象及び交付額）

第 3 条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、第 3 項の表（以下「表」という。）の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、他の国庫補助金等の交付を受けている場合は補助金を交付しないものとする。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は表の補助事業者の欄に掲げるものとする。

3 補助対象経費は、表の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

補助事業	補助事業者	補助率	補助対象経費
地域企業の成長に真に必要なとなるデ	民間団体等	定額 (10/10)	1. 間接補助金 2. 事務費（地域デジタル化支援促進事業を行うために必要な物品費（設備備品費、消耗品費）、人件費、諸謝金、旅

ジ タ ル 化 支 援 を 行 う 事 業 者 に 対 す る 間 接 補 助 金 交 付 事 業			費、借料費、外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）
---	--	--	---

（交付申請）

第4条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による補助金の交付申請については、補助金の交付を受けようとする民間団体等（以下「交付申請者」という。）は、大臣が別に定める日までに、大臣に対し、様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

（交付決定）

第5条 大臣は、前条の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

（交付決定の通知）

第6条 大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第2による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた補助事業者は、交付申請を取下げようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に様式第3による申請取下書を提出するものとする。

（申請の変更）

第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後の事情の変更により、交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4により変更交付申請書を提出するものとする。ただし、交付対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更である場合を除く。

(交付の変更決定)

第9条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第10条 大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、様式第5による変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第11条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助事業者は、変更申請を取下げようとするときは、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に様式第6による変更申請取下書を提出するものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第7による遂行状況報告書を提出するものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第13条 大臣は、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 大臣は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、大臣に様式第8による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として様式第8による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金

に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税等仕入控除税額報告書を大臣に提出しなければならない。

- 4 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 5 前項の規定による補助金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。
- 6 第18条第4項の規定は、第4項の返還の規定について準用する。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金事業者の様式第10による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 大臣は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは様式第11による精算払請求書を、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは様式第12による概算払請求書を官署支出官 内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 大臣は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第18条 大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第17条第1項及び第2項の規定に基づき、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

三 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第四号の場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 大臣は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還命令）

第19条 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該補助事業者にその額の返還を命じなければならない。

（補助金の返還の期限）

第20条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による補助金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

（補助金の経理）

第21条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助事業の検査等）

第22条 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち

入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、地方創生推進室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行する。

(様式第1 交付申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)の
交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

- 1 国庫補助金交付申請額 金 千円
- 2 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)所要額調書(別表1)
- 3 対象経費支出予定額算出明細書(別表2)
- 4 事業実施計画書(別表3)

(添付資料)

- (1) 事業実施体制を明らかにした書類
- (2) その他参考となる資料

(様式第2 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)の
交付決定について

令和 年 月 日付第 号で申請のあった地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30年法律第179号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 交付の対象 地域デジタル化支援促進事業
- 2 交付決定 令和 年 月 日付府地創第 号
- 3 交付決定額 金 千円

(様式第3 申請取下書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)申請取下書

令和 年 月 日付第 号で交付の申請を行った地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(様式第4 変更交付申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)の
変更交付申請について

令和 年 月 日付府地創第 号により交付の決定を受けた地方創生支援事業費補助金
(地域デジタル化支援促進事業)について、次のとおり変更したいので関係書類を添えて申請す
る。

記

1 交 付 決 定 済 額	金	千円
変更後交付申請額	金	千円
差 引 所 要 額	金	千円

2 変更を受けようとする理由

3 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)変更所要額調書(別表1)

4 対象経費支出予定額算出明細書(別表2)

5 事業実施計画書(別表3)

(添付資料)

- (1) 事業実施体制を明らかにした書類
- (2) その他参考となる資料

(様式第5 変更交付決定通知書)

番 号
年 月 日

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)の
変更交付決定について

令和 年 月 日付第 号で申請のあった地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化
支援促進事業)変更交付申請書については、下記のとおり変更交付することに決定したので通知
する。

記

交付決定済額	金	千円
変更後交付申請額	金	千円
追加交付決定額	金	千円

(様式第6 変更交付申請取下書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)
変更申請取下書

令和 年 月 日付第 号で交付の変更申請を行った地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)の実施について、その申請を取り下げたく、下記のとおり申請する。

記

1 変更申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 変更申請を取り下げる事由

(様式第7 遂行状況報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)
遂行状況報告書

令和 年 月 日付府地創第 号で交付決定された地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第12条の規定により、令和 年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

(様式第8 実績報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)の
事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)精算書(別表1)
- 2 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)精算額調書(別表2)
- 3 事業実績報告書(別表3)

(添付資料)

- (1)当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2)その他参考となる資料

(様式第9 消費税等仕入控除税額報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付府地創第 号で交付決定された地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)について、地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)交付要綱第14条第3項の規定により報告する。

記

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (令和 年 月 日付府地創第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額) | 金 | 円 |

(様式第10 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)確定通知書

令和 年 月 日付府地創第 号により交付決定された地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(様式第11 精算払請求書)

番 号
年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 宛て

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)
精算払請求書

令和 年 月 日付府地創第 号により交付決定された地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)について、地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり精算払を請求する。

記

1

交付決定額 (円) ①	既受領額 (円) ②	精算払請求額 (円) ③	残 額 (円) ①－(②＋③)

2 精算払請求明細書(別表)

(様式第12 概算払請求書)

番 号
年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 宛て

法人の名称並びに当該法人の代表者の職名及び氏名

令和 年度 地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)
概算払請求書

令和 年 月 日付府地創第 号により交付決定された地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)について、地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)交付要綱第16条第1項ただし書の規定により、下記のとおり概算払を請求する。

記

1

交付決定額 (千円) ①	既受領額 (千円) ②	概算払請求額 (千円) ③	残 額 (千円) ①－(②＋③)

2 概算払請求明細書(別表)

別表1

地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)所要額調書

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	国庫補助所要額 ⑥
	円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- 1. ⑤欄には、別に通知する基準額を記入すること。
- 2. ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

対象経費支出予定額算出明細書

区 分	費用の額	積算内訳・内容
間接補助金		
物品費		
設備備品費		
消耗品費		
人件費		
諸謝金		
旅費		
借料費		
外注費		
印刷製本費		
会議費		
通信運搬費		
光熱水料		
その他(諸経費)		
合 計		

事業実施計画書

1 実施体制

(1) 職員の配置（責任者の氏名の後に○印を付すこと）

氏名	所属	役割

事業実施体制図、役割分担等

2 事業計画

(1) 本事業に関する公募及び説明会の開催

概要

(2) 間接補助事業者に対する補助金の交付関係事務

概要

(3) 間接補助事業者に対する説明会開催事務

概要

(4) 間接補助事業者へのフォローアップ事務

概要

(5) デジタル化支援に係るセミナー開催事務

概要

(6) 本事業に関する問い合わせ事務

概要

(7) 選定委員会の開催運営事務

概要

別表1

地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)変更所要額調書

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	国庫補助 所要額 ⑥	交付決定済額 ⑦	差引所要額 ⑧(⑥-⑦)
	円	円	円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- 1. ⑤欄には、別に通知する基準額を記入すること。
- 2. ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

別表2

対象経費支出予定額算出明細書

区 分	費用の額	積算内訳・内容
間接補助金		
物品費		
設備備品費		
消耗品費		
人件費		
諸謝金		
旅費		
借料費		
外注費		
印刷製本費		
会議費		
通信運搬費		
光熱水料		
その他(諸経費)		
合 計		

事業実施計画書

1 実施体制

(1) 職員の配置（責任者の氏名の後に○印を付すこと）

氏名	所属	役割

事業実施体制図、役割分担等

2 事業計画

(1) 本事業に関する公募及び説明会の開催

概要

(2) 間接補助事業者に対する補助金の交付関係事務

概要

(3) 間接補助事業者に対する説明会開催事務

概要

(4) 間接補助事業者へのフォローアップ事務

概要

(5) デジタル化支援に係るセミナー開催事務

概要

(6) 本事業に関する問い合わせ事務

概要

(7) 選定委員会の開催運営事務

概要

別紙

地方創生支援事業費補助金（地域デジタル化支援促進事業）遂行状況報告

事業名	対象経費の 支出予定額 (A)	支出済額 (B)	差引 (A)-(B)	備考
	円	円	円	

別表1

地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)精算書

事業名	総事業費 ①	寄付金その他の 収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	国庫補助 所要額 ⑥	国庫補助 交付決定額 ⑦	国庫補助 受入額 ⑧	差引 過△不足額 ⑨
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- 1. ⑤欄には、別に通知する基準額を記入すること。
- 2. ⑥欄には、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑦欄の額から⑧欄の額を差し引いた額を記入し、これがマイナスの場合は△を付すこと。

別表2

地方創生支援事業費補助金(地域デジタル化支援促進事業)精算額調書

区 分	費用の額	費用内訳・内容
間接補助金		
物品費		
設備備品費		
消耗品費		
人件費		
諸謝金		
旅費		
借料費		
外注費		
印刷製本費		
会議費		
通信運搬費		
光熱水料		
その他(諸経費)		
合 計		

事業実績報告書

1 実施体制

(1) 職員の配置（責任者の氏名の後に○印を付すこと）

氏名	所属	役割

事業実施体制図、役割分担等

2 事業計画

(1) 本事業に関する公募及び説明会の開催

概要

(2) 間接補助事業者に対する補助金の交付関係事務

概要

(3) 間接補助事業者に対する説明会開催事務

概要

(4) 間接補助事業者へのフォローアップ事務

概要

(5) デジタル化支援に係るセミナー開催事務

概要

(6) 本事業に関する問い合わせ事務

概要

(7) 選定委員会の開催運営事務

概要

別表

精算払請求明細書

区 分	費用の額	費用内訳・内容
間接補助金		
物品費		
設備備品費		
消耗品費		
人件費		
諸謝金		
旅費		
借料費		
外注費		
印刷製本費		
会議費		
通信運搬費		
光熱水料		
その他(諸経費)		
合 計		

別表

概算払請求明細書

区 分	費用の額	費用内訳・内容
間接補助金		
物品費		
設備備品費		
消耗品費		
人件費		
諸謝金		
旅費		
借料費		
外注費		
印刷製本費		
会議費		
通信運搬費		
光熱水料		
その他(諸経費)		
合 計		